

常総国道事務所工事等安全対策協議会 安全講話
資料・説明 30 分 (2019. 11. 6)

土浦労働基準監督署 深津

1. 土浦署管内の労働災害発生状況について

(1) 全産業

休業4日以上之死傷災害・・・353件（前年比1件増）

死亡災害・・・2件（1件増） ※9/29現在

(2) 建設業

休業4日以上之死傷災害・・・30件（前年比1件減）

（内訳） 土木工事業・・・7件（2件減）

建築工事業・・・13件（前年同）

その他の建設業 10件（1件増）

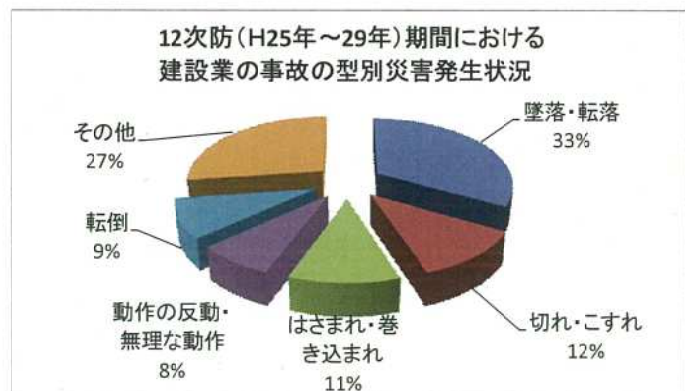
死亡災害・・・2件（2件増） ※9/29現在

※死傷災害件数は本年1月から8月末の速報値

(3) 事故の型別災害発生状況について

事故の型別でみると、高所からの「墜落・転落災害」が33%と最も多く、次いで、工具や材料による「切れ・こすれ災害」が12%、「はさまれ・巻き込まれ」が11%となる。

また、歩行中の「転倒災害」が9%発生している。



2. ドラグショベルの安全対策

(1) 路肩の崩壊の防止、地盤の不同沈下の防止及び必要な幅員の保持等、車両系建設機械の転倒、転落による危険を防止（安衛則 157 条 1 項）

(2) 車両系建設機械と労働者が接触する恐れのある危険な箇所は立入禁止。立入禁止ができない場合は、誘導者を配置し、車両系建設機械を誘導（安衛則第 158 条 1 項）

(3) 車両系建設機械の転落、地山の崩壊等による危険を防止するため、作業場所の地形、地質の状態等をあらかじめ調査、記録し、その結果を踏まえた作業計画を策定（安衛則 154、155 条）

3. はしご道の安全対策

(1) 丈夫な構造

(2) 等間隔の踏さん（25 cm以上から 35 cm以下）

(3) 適当な踏さんと壁との間隔

(4) はしご道の上端は床から 60 センチメートル以上の突出し

※安全ブロック等がある場合は確実に使用する

※踏さんに昇降の支障となるような配線等はしない

4. 労働災害を防ぐために

(1) 「まさか」を「もしも」の視点にかえる

→ 「もしも、突然機械が動き出したら・・・」

→ 「もしも、あの陰に人がいたら・・・」

→ 「もしも、立掛けた物が倒れてきたら・・・」

⇒ 「機械が動き出さないように停止させよう」(対策)

⇒ 「物陰に人がいないか確認しよう」(対策)

⇒ 「物が倒れないようにしよう」(対策)

交通安全＝「だろー運転」は危険、「かもしれない運転」を

(2) 「まさか」は・・・

「もしも」の視点で先手の安全対策を⇒「転ばぬ先の杖」

全員参加による「KY (危険予知) 活動」、「リスクアセスメント」などで
「もしも」の視点を取り入れる

「まさか」の過信で見えない危険

「もしも」の視点で見つける作業の安全

車両系建設機械による災害の防止について

～ドラグ・ショベルによる災害が多く発生しています～

関係者のみなさまへ



厚生労働省 土浦労働基準監督署

管内の工事現場において、車両系建設機械による労働災害が多く発生しています。

本年5月には、ドラグ・ショベルによる死亡災害も発生しており、車両系建設機械による災害防止対策の徹底が求められています。

関係者のみなさまにおかれましては、次の事項に注意をして、安全な作業をお願いします。

○災害事例1

埋戻しを行っていたドラグ・ショベルの足元の地盤が崩れ、アームが前方に傾いたことでバケットが被災者に当たった（死亡災害）

○災害事例2

ドラグ・ショベルが後退したところ、周囲で作業中の被災者に接触（骨折等、休業1月）



主な災害防止対策

- 1 車両系建設機械の転落、地山の崩壊等による危険を防止するため、作業場所の地形、地質の状態等をあらかじめ調査、記録し、その結果を踏まえた作業計画を策定する（安衛則 154、155 条）
- 2 路肩の崩壊の防止、地盤の不同沈下の防止及び必要な幅員の保持等、車両系建設機械の転倒、転落による危険を防止する（安衛則 157 条1 項）
※堅固な鉄板を敷いて足元を養生するなど、崩壊・不同沈下を防止
- 3 車両系建設機械と労働者が接触する恐れのある危険な箇所は、立入禁止とする。立入禁止ができない場合は、誘導者を配置し、車両系建設機械を誘導させる（安衛則第 158 条1 項）

ルールを守り、安全な作業をお願いします。